

「集中改革プラン」改革項目事務局保留一覧

資料 4

下記の項目の取組について、宮古島市行財政改革推進本部に取組終了の承認を求めます。

○平成20年6月12日開催、平成20年度第2回宮古島市行財政改革推進本部で承認

集中改革プラン										取り組み状況							
改革項目					具体的事項	担当課	目標事項				工程表 提出課	取組時期		進捗度	数値達成率 (%)	現状	
No.	大	中	小	細小			平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		開始	終了				
1	50	II	2	19	1	地域子育て支援センター「くがにハウス」での業務の民間委託について検討し、可否を決定する	児童家庭課	検討開始		業務開始を目標		児童家庭課	H19.3	(H19.9) H20.3	100	—	決定内容: 民間委託については「否」とします。 決定理由: 公立保育所に併設されている地域子育て支援センターのみを切り離して民間委託にすることは、施設の管理及び児童の安全確保の面から問題がある。また、他市町村の資料を収集したが、地域子育て支援センターを民間委託した事例はない為。 今後の取り組み: 今後も公立保育所と併設し事業を実施してまいります、これからも経費節減に努めて取り組んでいきます。
2	51	II	2	19	2	地域子育て支援センターでの業務の民間委託について検討し、可否を決定する	児童家庭課	検討開始		業務開始を目標		児童家庭課	H19.3	(H19.9) H20.3	100	—	決定内容: 民間委託については「否」とします。 決定理由: 公立保育所に併設されている地域子育て支援センターのみを切り離して民間委託にすることは、施設の管理及び児童の安全確保の面から問題がある。また、他市町村の資料を収集したが、地域子育て支援センターを民間委託した事例はない為。 今後の取り組み: 今後も公立保育所と併設し事業を実施してまいります、これからも経費節減に努めて取り組んでいきます。
3	52	II	2	19	3	地域子育て支援センター「おひさま」での業務の民間委託について検討し、可否を決定する	伊)福祉保健課	検討開始		業務開始を目標		伊)福祉保健課	H19.3	(H19.9) H20.3	100	—	決定内容: 民間委託については「否」とします。 決定理由: 公立保育所に併設されている地域子育て支援センターのみを切り離して民間委託にすることは、施設の管理及び児童の安全確保の面から問題がある。また、他市町村の資料を収集したが、地域子育て支援センターを民間委託した事例はない為。 今後の取り組み: 今後も公立保育所と併設し事業を実施してまいります、これからも経費節減に努めて取り組んでいきます。
4	58	II	2	21		平良・城辺図書館の図書貸出、整理業務等の民間委託について検討し、可否を決定する	市立図書館	検討開始		業務開始を目標		市立図書館	H19.1	(H19.9) H20.3	100	—	決定内容: 民間委託の可否については「否」。 決定理由: 1. 図書館カウンター業務(図書の貸出・返却・配架)の委託を請ける民間団体・ボランティア団体が存在しない。 2. 図書館業務は、職員不足・不規則勤務もあって、全職員が輪番制を以て対処している状況である。 現在の職員に民間委託員を加えるのであればいいが、現職員を減じての民間委託は、予算面・図書館運営面で大きなデメリットである。 今後の取り組み: これまで同様「直営」で運営していく。
5	59	III	2	1		文化ホール(マティダ市民劇場)の指定管理者制度について検討し、可否を決定する	文化ホール	検討開始		業務開始を目標		文化ホール	H18.12	(H19.12) H20.3	100	—	決定内容: 平成22年度までは「市直営」とする。 決定理由: 現時点において同制度を導入している県内公立文化施設は少なく、制度導入によるメリット・デメリットについて参考となる情報の入手が困難である。また、制度導入について検討するには課の統合等による組織強化が必要なため。 今後の取り組み: 芸術文化に係る組織の一元化を図るとともに、制度導入済みの県内他施設の運営状況等の推移を見ながら、H23年までに制度導入の可否を決定する。
6	66	III	2	3	1	下地農村環境改善センターの指定管理者制度について検討し、可否を決定する	農村総合整備課	検討開始		業務開始を目標		農村総合整備課	H19.1	(H19.9) H20.4 H20.3	100	—	決定内容: 直営とする 決定理由: ①他施設への用途変更をすると141,555千円の補助金返還が生じる。②現状のまま指定管理者制度を導入すると、現維持費(18年度決算751千円)と比較して逆に財政負担が生じる。以上のことから現状の直営が望ましい。 今後の取り組み: 下地支所と連携して、同施設の目的に沿った利用者を募りながら有効活用の検討を図る

「集中改革プラン」改革項目事務局保留一覧

資料 4

下記の項目の取組について、宮古島市行財政改革推進本部に取組終了の承認を求めます。

○平成20年6月12日開催、平成20年度第2回宮古島市行財政改革推進本部で承認

集中改革プラン										取り組み状況								
改革項目					具体的事項	担当課	目標事項				工程表 提出課	取組時期		進捗度	数値達成率 (%)	現状		
No.	大	中	小	細小			平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		開始	終了					
7	72	Ⅲ	2	4	4	城辺総合運動公園の指定管理者制度について検討し、可否を決定する	都市計画課	検討開始			業務開始を目標		都市計画課	H19.1	(H19.9) H20.4 H20.3	100	—	決定内容: 否 決定理由: 指定管理者制度(民間委託)の受け皿がない 今後の取り組み: これまで同様に都市公園全体を入札執行して業者に委託したい。
8	73	Ⅲ	2	4	5	陸上競技場の指定管理者制度について検討し、可否を決定する	市民スポーツ課	検討開始			業務開始を目標		市民スポーツ課	H19.1	(H19.5) H20.4 H20.3	100	—	決定内容: 平成22年度までは市直営とする。(平成19年5月15日生涯学習部長、担当課長、職員、高校総体準備室主管協議) 決定理由及び今後の取組: H20年に県高校総体バレーボール、H21年に九州地区高校総体バレーボール、H22年8月に全国高校総体バレーボール大会が総合体育館と上野体育館を主会場として実施される。又、下地体育館及び周辺体育館も練習会場として使用されることから、大会をスムーズに運営するためにも全国高校総体施設基準に適合した施設の補修・点検等の維持管理を市直営で行ってほしいとの全国高校総体準備室からの要望がありました。このようなことから高校総体終了後の平成23年4月から現在の集中改革プランの6施設以外で現在市民スポーツ課が管理している他の体育施設も指定管理者の実施に向けて、他市の市実施状況等を比較検討し、条例・要綱等の整備を行うこととする。又、宮古島体育協議会(宮体協)への施設管理委託及び指定管理者の指定等も併せて検討する。
9	74	Ⅲ	2	4	6	総合体育館の指定管理者制度について検討し、可否を決定する	市民スポーツ課	検討開始			業務開始を目標		市民スポーツ課	H19.1	(H19.5) H20.4 H20.3	100	—	
10	75	Ⅲ	2	4	7	市民球場の指定管理者制度について検討し、可否を決定する	市民スポーツ課	検討開始			業務開始を目標		市民スポーツ課	H19.1	(H19.5) H20.4 H20.3	100	—	
11	76	Ⅲ	2	4	8	平良多目的屋内運動場の指定管理者制度について検討し、可否を決定する	市民スポーツ課	検討開始			業務開始を目標		市民スポーツ課	H19.1	(H19.5) H20.4 H20.3	100	—	
12	77	Ⅲ	2	4	9	平良多目的前福運動場の指定管理者制度について検討し、可否を決定する	市民スポーツ課	検討開始			業務開始を目標		市民スポーツ課	H19.1	(H19.5) H20.4 H20.3	100	—	
13	78	Ⅲ	2	4	10	上野体育館の指定管理者制度について検討し、可否を決定する	市民スポーツ課	検討開始			業務開始を目標		市民スポーツ課	H19.1	(H19.5) H20.4 H20.3	100	—	